

岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討について

答 申 及び 調査・検討結果報告

平成26年3月18日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する 答申 及び 調査・検討結果報告

平成25年6月11日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、すでに中間答申を行った「インターネットによる本会議のライブ中継の実施」及び「本会議における議案への賛否状況の公表」を除く検討課題について、一定の結論に達したため、当委員会の答申及び調査・検討結果報告として提出する。

I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策提案を行い、政策の実現とその執行監視を通じて県民の負託に応えるべく、議員自らの政策提言・立案機能の強化や議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動の透明性向上を図り県民の理解を深めることが重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

II これまでの諮問および調査・検討の状況

○平成19～21年度

- ・H19.5.8 議長から諮問
- ・H19.7.3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・H19.12.10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・H20.3.17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・H20.7.9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・H21.3.26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・H21.9.17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・H21.12.14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

○平成23年度

- ・H23.6.21 議長から諮問
- ・H23.12.15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・H24.2.24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・H24.3.22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目
調査・検討結果取りまとめ報告

Ⅲ 平成25年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	H25. 5. 8 (水)	・委員の改選、正副委員長互選
2	H25. 6. 11 (火)	・議長から諮問 ・運営方針の決定
3	H25. 6. 26 (水)	・議会活動の透明性向上についての検討
4	H25. 9. 19 (木)	・議会活動の透明性向上及び議会審議の活性化についての検討
5	H25. 11. 26 (火)	・中間答申案（インターネットによる本会議のライブ中継の実施、本会議における議案への賛否状況の公表）の検討
6	H25. 12. 3 (火)	・中間答申内容決定及び中間答申 「インターネットによる本会議のライブ中継の実施」 「本会議における議案への賛否状況の公表」
7	H25. 12. 18 (水)	・議会審議の活性化についての検討
8	H26. 2. 18 (火)	・答申案（特別委員会のあり方、開かれた委員会に向けた傍聴手続の見直し）の検討 ・議会活動の透明性向上及び議会審議の活性化についての検討
9	H26. 2. 27 (木)	・報告案（通年議会導入の必要性、議会基本条例制定の必要性）の検討 ・議会活動の透明性向上についての検討
10	H26. 3. 10 (月)	・答申及び調査・検討結果報告案の検討
11	H26. 3. 18 (火)	・答申及び調査・検討結果報告内容決定

【参考】議会運営委員会 現地調査（長崎県議会）

・H26. 1. 16 (木)～17 (金)

○通年会期について

○議会基本条例について

※議会活性化改革検討委員会の委員10名が参加

目 次

答 申

(頁)

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. 特別委員会のあり方について…………… | 4 |
| 2. インターネットを活用した広報の実施等、議会広報のあり方について… | 5 |
| 3. 開かれた委員会に向けた傍聴手続の見直しについて…………… | 6 |

報 告

- | | |
|------------------------|---|
| ・通年議会導入の必要性について | |
| ・議会基本条例制定の必要性について…………… | 7 |

【参考資料】

中間答申（平成25年12月3日）

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1. インターネットによる本会議のライブ中継の実施について…………… | 11 |
| 2. 本会議における議案への賛否状況の公表について…………… | 12 |
| ○議会活性化改革検討委員会 委員名簿…………… | 14 |
| ○議会活性化改革検討委員会 設置要綱…………… | 15 |
| ○議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)…………… | 16 |

答 申

■特別委員会のあり方について

特別委員会は「議会の議決により付議された事件を審査する」（地方自治法第109条第4項）とされ、特定の付議事件の審査のために設けられる。

一般に、常任委員会が設けられている議会においては、2以上の常任委員会を通ずる事件の場合（部門横断事件型）、又は、特に重要な事件であって、特別の構成員によって集中的に審査する必要がある場合（特定重要事件型）などに、特別委員会が設置されている。

本県議会においては、議会の議決により、4つの部門横断的な特別委員会を設置しているが、各委員会の「名称」をそのまま「調査事項」としていることから、その範囲は概括的かつ抽象的であり、広範に及んでいる。また、平成19年第3回定例会からは、各定例会ごとに定期的で開催されており、常任委員会との差異が現れにくくなっている。

このため、法定の審査機関としての特別委員会の存在意義を高め、常任委員会との差別化を図るべきではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

現行の「部門横断事件型」の設置形態を維持しつつ、審査形態や運用面などで常任委員会との差別化を図るべきである。

①実施方法

- ・特別委員会の所掌範囲を幅広く設定することで、年度途中に発生した課題等への臨機応変かつ柔軟な対応が可能であることから、設置形態としては現行の「部門横断事件型」を基本とする。
- ・ただし、どの特別委員会でも所掌できない事案が発生した場合には、別に「特定重要事件型」の特別委員会を設置し、対応する。
- ・また、調査項目の重点化、現地調査の実施、参考人招致による意見聴取、研修会・勉強会の開催、閉会中審査の実施など、審査形態や運用面において常任委員会との差別化を図る。

②実施時期

- ・平成26年度から、各委員長の判断により、審査形態及び運用面での工夫・改善を適宜図っていくことが適当である。

【参考】全国の都道府県における特別委員会の設置数（H23.7月現在）

・平均：3.1 （最大：7、最少：0）

答 申

■インターネットを活用した広報の実施等、議会広報のあり方について

議会の広報は、厳しい財政状況を踏まえ、インターネットを活用した議会ホームページを充実するなど、経費のかからない方法で、できる限りの情報公開に努めており、平成23年度本委員会の報告においても、「議会活動を広く県民に広報する議会広報紙の役割は重要と考えるが、膨大な経費を要する議会独自の広報紙の発行については、当分の間行わないこととすべき」とされている。

しかしながら、本県の財政状況に改善が見られ、また、全国の都道府県議会が広報に要する経費の平均と比べて、本県は四分の一程度にとどまっていることに鑑み、あらためて議会活動の透明性向上の観点から、より充実した議会広報のあり方について検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の積極的な情報発信に向けて、新聞や岐阜県議会のホームページに、議会に関する広報を掲載するなど、取り組むべき詳細な内容の検討に着手すべきである。

①実施方法（検討手順）

- ・ 検討組織として、各会派などから選出する広報委員会（仮）を設置し、取り組むべき方向性を検討する。
- ・ 例えば、定例会ごとに広報委員会（仮）を開催し、議会活動を掲載した広報の編集方針及び掲載内容を協議し、試行的に作成する。その結果を検証することにより、具体的な広報内容や広報手段、実施時期等を総合的に判断する。

②実施時期

- ・ 平成26年度に、取り組むべき詳細な内容の検討に着手することが適当である。

【参考】全国の都道府県における議会広報紙の発行状況（H25.5月現在）

○議会単独（タブロイド版）	26団体
○新聞紙面購入	8団体
○執行部広報紙と合併	6団体

答 申

■開かれた委員会に向けた傍聴手続の見直しについて

県民から直接選ばれた代表者による「合議制の意思決定機関」である議会は、構成員である各議員の真摯な審議、議論を通じ、県民の負託に適った政策決定や合意形成を行わなければならない。このためには、審議や議論の過程を可能な限り公開し、広く県民等の評価に委ねるべきである。

本県においては、本会議のテレビ生中継及び録画配信、会議録検索システム導入などが実施され、また、議会審議の重要な部分を担う委員会に関しては、モニター視聴設備やホームページ上での議事録公開等により、透明性向上に努めているところである。

一方、傍聴手続に関しては、本会議では一般傍聴券の交付等により傍聴を認め、原則として議長の許可を要しない取扱いとなっているが、委員会については委員長による「許可制」を採用している。

現行制度下における過去の事例に鑑み、また、平成24年度に傍聴手続の明文化が図られたことを踏まえ、より開かれた委員会の実現に資するべく、許可制の見直しや手続の簡便化について調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

現行の「許可制」に基づく許可行為を廃止し、所定の受付等手続を経た上で傍聴を認める「受付制」とすべきである。

①実施方法

- ・委員長の許可を要する現行の手続を変更し、傍聴取扱要領に基づく所定の受付・抽選等を行った後、委員長の許可行為を経ずに傍聴証を交付し傍聴を認める「受付制」とする。
- ・なお、委員長の許可行為廃止以外の点については変更せず、傍聴人数制限や委員会運営・審議秩序維持に関する委員長権限等については、現行どおりとする。

②実施時期

- ・平成26年度のできる限り早い時期に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における委員会傍聴手続の状況（H24.12月現在）

○委員長（委員会）の許可制：20団体

○原則公開（許可制以外）：27団体

報 告

■通年議会導入の必要性について ■議会基本条例制定の必要性について

地方分権の進展に伴い議会の果たすべき役割と責任が増大する中、平成24年の地方自治法改正により、いわゆる「通年議会」制度が導入され、各都道府県議会は、条例により定例会・臨時会の区別を設けずに「通年の会期」とすることが可能となった。これにより主体的かつ臨機応変・柔軟な本会議の開催が可能となり、「執行機関の監視」という議会の重要な機能の強化や、突発的又は緊急の事態への早期対応などが期待される場所である。

また、議会改革の一環として様々な取り組みが行われる中、これらの成果を踏まえた上で、議会運営の理念や基本的事項を定める、「議会の憲法」ともいうべき「議会基本条例」を制定する都道府県議会が増加しつつある。

【参考】全国の都道府県の状況（H25.12月現在）

○通年議会導入：3団体

・栃木県〔H24.4～〕、長崎県※〔H24.5～〕、三重県〔H25.1～〕

※長崎県は平成25年度をもって廃止

○議会基本条例制定：27団体

・三重県〔H18.5〕、愛知県〔H25.12〕ほか

これらの動向に鑑み、本委員会においては、議会運営委員会による長崎県議会の調査結果（別添参照）をはじめ、先行事例を中心に検討を行ってきたが、その導入・制定の是非についての結論には至らなかった。

通年議会については、現行の制度と比較した上でメリット・デメリットを十分考慮し、その是非を慎重に検討すべきであり、また、議会基本条例については、空文の羅列に止まることのないよう、規定内容の意義や実効性を含めて検討すべきであると思われる。

よって、以下のとおり報告する。

「通年議会の導入」及び「議会基本条例の制定」は、議会運営の根幹や本質にかかわる事項であるが、今年度における検討は未だ十分とは言えないため、継続して調査・検討を行い、さらに議論を深めていく必要がある。

1 通年会期について

(1) 導入の経緯等

平成23年6月に設置された県議会・県政改革特別委員会において、種々の議会改革の検討がなされ、その中で、通年議会の導入についても検討が開始された。

(2) 導入に係る採決等の状況

平成24年3月12日の県政改革特別委員会において、賛成・反対が同数（7：7）となったため、委員長裁決により通年議会を導入すべきと決定された。また、続く3月16日の本会議では、賛成24・反対20となり、平成24年5月からの通年議会の導入が可決された。

(3) 通年議会の概要

議員の任期（4月29日～）を考慮し、会期の始期を5月開会とするとともに、終期は執行部との協議の結果、3月下旬閉会とされた。

(4) 通年議会の導入前後の比較

- | | |
|--|--------------------------|
| ① 定例会の期間 | 〔23年度：98日間、24年度：304日間〕 |
| ② 本会議の日数 | 〔23年度：23日、24年度：26日〕 |
| →実質的には5月開会、6月、9月、11月及び翌年2月に「定例月議会」が開催されている。 | |
| ③ 常任委員会の開催日数 | 〔23年度：延べ90日、24年度：延べ194日〕 |
| →各定例月議会における1委員会あたりの開催日数は3～4日から10日に増加。審議内容も従来の議案中心から懸案事項等に重点を置き、参考人招致や集中審議も実施されている。 | |
| ④ 専決処分の数 | 〔23年度：80件、24年度：71件〕 |

(5) 通年議会の導入による運用等の変更

① 長等の出席義務

本会議については、従前の運用と変更はない。常任委員会については、議案審議は従来どおり審査対象部局が出席するが、出席議案以外に関する質問については、通告制を採用し、関係する執行部職員のみが出席し、負担軽減を図っている。

② 発言の訂正・取り消し可能な期間

通年議会導入前はその会期中に限り、発言の取り消しまたは訂正を求めることを可能とされていたが、通年議会導入後は、その会期中に限り、発言から10日以内に発言の取り消しまたは訂正を求めることができるようにされた。

③ 一時不再議の取扱い

長崎県議会会議規則の改正及び新たに策定した長崎県議会通年議会実施要綱により集中審議期間（定例月議会）が変わったときは、事情変更があったものとみなし、一事不再議を適用しないこととされている。

④ 早急な議決が必要な議案の専決処分（例えば、税条例の改正への対応など）

- ・ 地方自治法第179条（長の専決処分）
3月末から5月中旬までは閉会期間であるため、税条例の改正などについては、この期間に専決処分が行われている。
- ・ 地方自治法第180条（議会の委任による専決処分）
あらかじめ議会が委任する軽易な事項の専決処分は、従前どおりの取り扱いとされている。

(6) その他見直した点

通年議会の実施に伴う会議日数の増等に伴い、会議等に出席するための応召旅費（公務諸費・宿泊料）の見直しが行われた。

2 議会基本条例について

(1) 条例制定の経緯

平成23年9月に議員の有志による、「長崎県議会基本条例策定ワーキンググループ」が発足し、その後、検討会等が6回実施され、議会基本条例（素案）が策定された。

平成24年1月には、全会派の協議の場である「県議会・県政改革特別委員会」において、議会基本条例（素案）の集中審査が行われ、2月にパブリックコメントが実施された。

パブリックコメントを受けた修正を経て、平成24年3月の2月定例会の閉会日に、全議員による条例提案がなされ、全会一致により可決された。

(2) 条例の特徴(重点事項など)

【議会基本条例の主な内容】

- ・独自の政策立案及び政策提言に取り組むことを明記〔第3条〕
- ・県民の議会参画への機会確保を明記〔第7条〕
- ・広聴広報機能の充実を図ることを明記〔第8条〕
- ・採決案件に対する各議員の賛否（本会議及び委員会）を公表することを明記〔第10条〕
- ・議場の質問方式として一問一答方式等によることを明記〔第12条〕
- ・知事等が反問できることを明記〔第14条〕
- ・年間を通じて適切に本会議を開くことができる会期の設定（通年議会）を明記〔第16条〕

(3) 条例制定の効果

広聴広報機能の充実や議会機能の強化を図るため、広聴広報協議会や条例制定検討協議会を設置するなど、議会の活性化に向けた取組が行われている。

(4) 条項の具体的内容について

① 県民の議会参画への機会の確保(第7条)の具体的な内容

議会報告会「かたろうで県議会」を本土地区と離島地区それぞれ1箇所で開催し、県議会の報告並びに県民との意見交換が行われている。

② 広報広聴に関する委員会(第8条)の概要

議会の広聴広報機能の充実を図るため、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（協議の場）」として、広聴広報協議会が設置され、協議が行われている。

【協議会での主な協議・実施内容】

- ・議会新聞「ながさき県議会だより」の発刊
年4回、日刊紙の紙面を買い取り、紙面を拡充するとともに、各定例月議会の概要等を議員自らが作成している。
- ・議会報告会「かたろうで県議会」の開催
県下を8ブロックに分け、全てのブロックで県民に対し、県議会の活動報告及び地域の課題等について意見交換が行われた。
- ・インターネット動画サイト（ユーストリーム）による常任・特別委員会中継の配信
地理的要因により傍聴が困難な県民に対して、ユーストリームによる長崎県議会委員会の中継を行い、情報をリアルタイムに提供している。

【 参 考 資 料 】

○中間答申（平成25年12月3日）

1. インターネットによる本会議のライブ中継の実施について
2. 本会議における議案への賛否状況の公表について

○議会活性化改革検討委員会 委員名簿

○議会活性化改革検討委員会 設置要綱

○議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

中間答申（平成25年12月3日）

■インターネットによる本会議のライブ中継の実施について

議会活動の透明性向上を図る上で、情報公開・議会広報の一環として実施されている本会議のテレビ生中継は、開かれた議会のための重要な手段であるが、現在、中継の対象は一般質問実施日における限られた時間内となっており、放送日及び視聴時間が限定されていることが課題となっている。

このため、過去の本委員会においても、一般質問を含めたすべての本会議の様態を中継する手段として、インターネットを活用したライブ中継の実施が検討されてきた。その過程で、効果や必要性については肯定されたものの、主に経費の面から実施が見送られ、現在はインターネットによる録画配信のみが行われている。

しかし、その後、導入への支障とされていた本県の財政状況に改善が見られ、また、本県を除く全ての都道府県議会において、インターネットによる本会議のライブ中継が実施されていることに鑑み、あらためて実施についての調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を図るため、インターネットによる本会議のライブ中継を実施すべきである。

①実施方法

- ・現在のインターネットによる本会議の録画中継の配信に加え、新たに、ライブ中継の配信を行う。
- ・また、スマートフォンやタブレット端末などの普及にあわせ、これらの携帯機器でも視聴が可能となるよう、必要な環境整備を進めることが適当である。
- ・なお、インターネットを利用しない県民等に配慮し、現行の民放テレビによる生中継については継続する。

②実施時期

- ・平成26年度中に実施することが適当である。
- ・ただし、携帯機器に対応した視聴環境の整備については、設備導入等に関する技術面やコスト面の動向を見極めたうえで、議長において実施時期を判断することとする。

【参考】全国の都道府県における本会議の中継実施状況（H25.5月現在）

○テレビ	生中継：21団体、録画中継：15団体
○インターネット	生配信：46団体、録画配信：47団体

中間答申（平成25年12月3日）

■本会議における議案への賛否状況の公表について

二元代表制の一翼を担う議会の意思は、県民の負託を受けた各議員の多数決による集合体的決定として示される。本県においては、この集合体的決定の結果を「全会一致」「賛成多数」といった形で公表しているが、会派別あるいは議員別の賛否状況までは公表していない。

県民の議会への関心を高めるため、審議過程の公開や様々な広報を通じ、個々の議論を分かりやすく示すことが重要であるが、県民がより積極的に政策議論に参加するためには、自らの代表たる各議員が、最終的にどのような立場から、どのような意思表示を行ったのかを明らかにすることが望ましいと考えられる。

また、投票行為を通じて各選挙区から選ばれた政治家個人として、負託者たる県民に対し、個々の議案に関する賛否や立場を明らかにすることは、議員としての重要な政治的責任であるといえる。

このことから、本会議における議案への賛否状況の公表が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会に対する県民の関心を高め、議員の政治的責任を明らかにするため、本会議における議案への賛否状況を公表すべきである。

①実施方法

- ・個々の議案についての賛否状況を公表することとし、その具体的な方法については、別添「公表方法（案）」のとおりとする。
- ・賛否状況は、岐阜県議会のホームページに掲載するほか、議長の判断により、適宜公開に努めることとする。

②実施時期

- ・平成26年1月から実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における賛否公表の実施状況（H24.6月現在）

- ・公表している 28団体〔会派別：18団体、議員別：10団体〕
- ・公表していない 19団体

(別添) 公表方法(案)

平成〇〇年第〇回定例会における議決状況

【知事提出議案】

○：賛成 ×：反対 △：棄権

議案番号	事件名	議決日 年月日	議決 結果	県 政 自 民 ブ	県 民 ク ラ ブ	岐 公 阜 明 議 会 党	日 本 共 産 党	無 所 属 A	無 所 属 B	無 所 属 C	無 所 属 D
議第 1号	平成〇年度岐阜県一般会計補正予算	HO.〇.〇	可決	○	○	○	○	○	○	○	○
議第 2号	〇〇条例の一部を改正する条例について	HO.〇.〇	可決	○	○	○	×	○	○	○	○
議第 3号	〇〇の指定について	HO.〇.〇	否決	×	○	△	○	△	×	×	×

(注) 〇月〇日に岐阜県議会公明党の▲▲▲▲議員は欠席
採決を欠席された議員名を記載

【請願】

○：採択 ×：不採択 △：棄権 継：継続審査

議案番号	事件名	議決日 年月日	議決 結果	県 政 自 民 ブ	県 民 ク ラ ブ	岐 公 阜 明 議 会 党	日 本 共 産 党	無 所 属 A	無 所 属 B	無 所 属 C	無 所 属 D
請願 第1号	〇〇についての請願	HO.〇.〇	採択	○	○ ※1	○	○	○	○	○	○
請願 第2号	××についての請願	HO.〇.〇	不採択	×	×	×	○	×	×	×	×

(注) 〇月〇日に岐阜県議会公明党の▲▲▲▲議員は欠席
※1 県民クラブは■■■■議員が棄権
会派内で賛否が分かれた場合は議員個人名を注釈に記載

【議員発案】

○：賛成 ×：反対 △：棄権

議案番号	事件名	議決日 年月日	議決 結果	県 政 自 民 ブ	県 民 ク ラ ブ	岐 公 阜 明 議 会 党	日 本 共 産 党	無 所 属 A	無 所 属 B	無 所 属 C	無 所 属 D
県議 第1号	〇〇を求める意見書について	HO.〇.〇	可決	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 〇月〇日に岐阜県議会公明党の▲▲▲▲議員は欠席

(会派等所属議員)

会派等	議員数	所属議員名
県政自民クラブ	29 (議長は含まない)	自民一郎、.....
県民クラブ	8	県民一郎、.....、■■■■、.....
岐阜県議会公明党	2	公明一郎、▲▲▲▲
日本共産党	1	共産一郎
無所属A	1	無所属一郎
無所属B	1	無所属二郎
無所属C	1	無所属三郎
無所属D	1	無所属四郎

岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	藤 墳 守	自 民	
副委員長	足 立 勝 利	自 民	
委 員	渡 辺 信 行	自 民	
委 員	岩 井 豊太郎	自 民	
委 員	玉 田 和 浩	自 民	
委 員	早 川 捷 也	自 民	
委 員	駒 田 誠	自 民	
委 員	洞 口 博	自 民	
委 員	伊 藤 正 博	県 民	
委 員	小 川 恒 雄	自 民	
委 員	大須賀 志津香	共 産	
委 員	野 村 美 穂	県 民	
委 員	酒 向 薫	自 民	
委 員	水 野 吉 近	公 明	
委 員	国 枝 慎太郎	県 民	

岐阜県議会活性化改革検討委員会設置要綱

1 設置及び目的

県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上の方策等を調査及び検討するため、議長の諮問機関として議会活性化改革検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会の委員は、15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 県政自民クラブ | 10人 |
| (2) 県民クラブ | 3人 |
| (3) 岐阜県議会公明党 | 1人 |
| (4) 日本共産党 | 1人 |

3 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員以外の議員は、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- (5) 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 委員会の所管事項を専門的に調査するため、委員会に検討テーマごとに担当主査及び副主査を置くことができる。
- (7) 担当主査及び副主査は、委員長が委員の中から指名する。
- (8) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (9) 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。
- (10) 会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、全て委員長が行う。

4 設置期間

委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から調査、検討が終了するまでの間とする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

平成25年6月11日

岐阜県議会活性化改革検討委員会 委員長 様

岐阜県議会議長 渡 辺 真

議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

議会の活性化改革に関しては、貴委員会における数次の調査・検討を基に、本会議における分割質問方式の導入、議員提案条例検討会の設置、政務調査費の全支出にかかる領収書の添付など、具体的な方策が着実に実行されているところである。

一方で、これまでの調査・検討の過程において、改革の必要性が指摘されながらも実現に至らなかった課題が残されており、また、地方議会制度に関連する法制度改正が行われていることから、議会の活性化改革については、情勢の変化に応じた検討を継続していくことが肝要である。

こうしたことから、議会活性化に関する以下の項目について、近年の社会情勢や制度の変化を踏まえ、改めて調査・検討を行うよう求めます。

記

- 1 議会審議の活性化を目指した改革に関すること
 - ・特別委員会のあり方について
 - ・通年議会導入の必要性について
 - ・議会基本条例制定の必要性について

- 2 議会活動の透明性向上を目指した改革に関すること
 - ・インターネットによる本会議のライブ中継の実施、インターネットを活用した広報の実施等、情報公開及び議会広報の充実について